

●香川県告示第344号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成30年12月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第2号（あさり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町石場港地先

イ 点の位置

基点A 旧立石塩田北東角

〃 B 石場港船揚場南西角

〃 C 石場港埋立護岸北東角

〃 D 香川県水産試験場敷地北東角

〃 E 屋島少年自然の家塩水プール南東角

〃 F 庵治町丸山高頂（66メートル）

点 イ EからF見通し線上Eから300メートルのところ

〃 ロ Aからイ見通し線とEからF見通し線と平行にDから東に延長した線との交差点

〃 ハ Aからイ見通し線とBからC見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 Dロ、ロハ、ハCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

2 免許予定日 平成31年3月1日

3 免許の存続期間 平成31年3月1日から平成35年12月31日まで

4 免許申請期間 平成31年1月10日8時30分から同月11日17時まで